

参加資格に関する質問への回答

No.	資料コード	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	0 0 0 0 0	募集要項	17	IV	1	(1)	応募者の構成と定義	応募の構成について、構成員以外の出資者がいる場合、募集要項に記載されている出資額の割合の他に、「出資者の参加条件」はありますか？	募集要項の他、資料VI「基本協定書(案)」の規定を参照してください。
2	0 0 0 0 0	募集要項	17	IV	1	(1)	応募者の構成と定義	ファイナンシャルアドバイザー業務を担当する協力企業が、当該出資者となることは妨げないという理解でよいでしょうか。	協力企業は、資料VI「基本協定書(案)」第1条第6号にあるように、「本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(構成員及び協力企業)で構成されるグループのうち、本事業に関する各業務を特別目的会社から直接受任し又は請け負うが、特別目的会社には出資しない企業」と定義しています。そのため、協力企業は特別目的会社には出資できません。
3	0 0 0 0 0	募集要項	17	IV.	1.	(1)	応募者の構成と定義	構成員以外のものが特別目的会社の出資者になる場合、出資者による出資比率の下限値はありますか？	構成員以外の特別目的会社への出資者による出資比率に下限値は設けておりません。
4	0 0 0 0 0	募集要項	18	IV.	2		参加資格確認基準日	「参加資格確認基準日」とは具体的には参加資格確認書類の受付日を指すという理解でよろしいでしょうか。	募集要項の定義集に記載のとおり「参加資格確認書類の受付締切日」を指します。
5	0 0 0 0 0	募集要項	18	IV	2	(1)	共通の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務を担当する企業は、共通参加資格を有していれば、個別の参加資格要件を有していなくても構成員または協力企業になれるという理解でよいでしょうか。	ファイナンシャルアドバイザー業務を担当する企業が、募集要項「IV. 2. (2)」の個別の業務を実施しない場合には、「IV. 2. (1)」の共通の参加資格要件を充足する限りにおいて構成員若しくは協力企業となることができません。
6	0 0 0 0 0	募集要項	18	IV.	2.	-	応募者の備えるべき参加資格要件	「構成員及び協力会社には、できるだけ市内企業又は市内に営業所を有する企業を加えるように努める」とありますが、イメージされている構成員及び協力会社の構成比率や業種等ありましたら、ご教示ください。	募集要項「VI. 6.」にあるとおり、市内事業者の育成及び地域産業の振興に努める観点から応募者のご提案を期待しています。
7	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV.	2	(2)	個別の参加資格要件	統括マネジメント業務を複数の者で実施する場合には、1者以上がA及びイの要件を満たすことでよろしいでしょうか。	本事業における統括マネジメント業務は、資料II「業務要求水準書」にあるとおり、施設全体の連続性を図り、契約、設計及び建設から運営に至るまで、包括的にマネジメントするとともに、各機能間の連携の強化、複合化のメリットの最大化を図り、市との連絡調整やスケジュール管理などを行うことを目的としています。そのため、統括マネジメント業務は単独の者が担うことを想定しています。
8	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV.	2	(2)	個別の参加資格要件	6月8日公表の募集要項修正版(新旧対応表)において、統括マネジメント業務を行う者は、「イ PFI事業における統括マネジメントに係る実績を有していること。」とありますが、協力企業としてSPC管理業務のみを担当する場合には、これを満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	SPC管理業務のみを実施する企業が募集要項「IV. 2. (2)」の個別の業務を実施しない場合には、募集要項「IV. 2. (1)」の共通の参加資格要件を充足する限りにおいて協力企業となることができません。 なお、SPC管理業務を主体として行う企業であっても、統括マネジメント業務にも携わる場合には、統括マネジメント業務は資料II「業務要求水準書」にあるとおり、施設全体の連続性を図り、契約、設計及び建設から運営に至るまで、包括的にマネジメントするとともに、各機能間の連携の強化、複合化のメリットの最大化を図り、市との連絡調整やスケジュール管理などを行うことを目的とすることから、募集要項「IV. 2. (2)①ア、イ」の要件を充足してください。
9	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV.	2	(2)	個別の参加資格要件	協力企業としてSPC管理業務のみを担当する場合、①統括マネジメント業務を担当する者に該当せず(個別の参加資格要件は不要)、共通の参加資格要件を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
10	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別参加資格要件	①統括マネージメント業務を行う者として、以下②～⑨の業務に当たる者が該当すべき業種のことをいうとあります。P22の⑨運営業務を行う者として、ア電子調達サービスによる該当する業種に関して八王子市の物品買入れ等競争入札参加資格を有しているとあります。物品買入れ等の参加資格を有していれば、営業種目等は業務に関連するものであればよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。「募集要項IV. 2. (2)⑨ア」の該当する業種について、八王子市の東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当する業種に関して物品買入れ等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までには有する見込みのある者が統括マネジメント業務を行おうとする場合、その者は同時に「募集要項「IV. 2. (2)①ア、イ」の要件を充足する必要があります。ご質問の場合、該当する業種は「募集要項IV. 2. (2)⑨」の運営業務に関連する者で差し支えありません。

No.	資料コード	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
11	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別参加資格要件	公園設計業務および公園の建設業務の参加申請にあたり、各業務の範囲について、要求水準や用語の定義から読みとれませんが、事業者側で、適宜判断して、参加申請を提出してよいでしょうか。	御質問の、公園の設計業務を行う者及び公園の建設業務を行う者については、業務要求水準書「IV. 2. (1)①ア(イ)」に記載の「みんなの公園(外構)整備工事(事業用地造成、事業用地境界からの各種インフラ等の接続、駐車場整備、遊具設置、屋外トイレ整備、ストリートファニチュア等を含む)」の設計・施工を行う者を、公園設計及び公園の建設業務範囲とし、募集要項「IV. 2. (2)」に定める個別参加資格要件を充足してください。 なお、募集要項「IV. 2. (2)②」及び「IV. 2. (2)⑥」に記載のとおり、公園の設計業務を行う者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる建築設計又は土木設計の業種で八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までには有する見込みのある者であり、公園の建設業務を行う者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる建築工事、一般土木工事又は造園工事の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までには有する見込みのある者であることが必要です。
12	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別参加資格要件	公園設計業務および公園の建設業務の業務範囲について、資料Ⅱ要求水準P29(イ)建設業務にみんなの公園(外構)整備工事に記載された内容に関するものは公園設計・建設業務という理解で良いでしょうか。例えば、サインは施設全体に関することなので公園設計・工事ではない一方、駐車場管制設備、屋外用の監視カメラ、遊具などは公園設計・工事の範囲と認識しています。	業務要求水準書「IV. 2. (1).①ア(イ)」に記載の「みんなの公園(外構)整備工事」については御理解のとおりです。
13	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	(2)	①統括マネジメント業務を行う者	SPC管理業務のみを担う企業が参加資格申請を行う場合、アの尚書きに「該当する業種とは、以下②から⑨の業務にあたる者が該当すべき業種のことをいう」とありますが、八王子市の物品買入れ等競争入札参加資格を有していれば、よろしいでしょうか。	SPC管理業務のみを担う企業が統括マネジメント業務を行う者となる場合には、募集要項「IV. 2. (2)①ア、イ」の要件を充足することが必要ですが、「IV. 2. (2)①ア」の要件は、「IV. 2. (2)②」から「IV. 2. (2)⑨」のうちいずれかで、八王子市の東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当する業種に関して物品買入れ等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までには有する見込みのある者であれば差し支えありません。 あわせて、No.10の回答を参照してください。
14	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	2	個別の参加資格要件	②の公園の設計業務を行う者の要件アについて、資格確認基準日とは2022年7月25日となりますでしょうか。	御理解のとおりです。募集要項の定義集に記載のとおり「参加資格確認書類の受付締切日」を指します。
15	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	2	個別の参加資格要件	②の公園の設計業務を行う者の要件アについて、資格確認基準日の時点で資格の申請手続き中の場合は要件を満たしていることとなりますでしょうか。	「IV. 2. (2)②ア」の要件は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる建築設計又は土木設計の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を参加資格確認基準日までには有する見込みのある者である必要があります。当該資格の申請手続きを行っている場合、参加資格確認基準日時点で当該資格を有していることが必要です。
16	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	2	個別の参加資格要件	②の公園の設計業務を行う者の要件アについて、共同企業体として業務を行う場合は、共同企業体のいずれかの企業が、資格を有していれば、要件を満たしていることとなりますでしょうか。	公園の設計業務を複数の者で実施する場合には、「IV. 2. (2)②ア」の要件はすべての者で該当する必要があります。
17	0 0 0 0 0	募集要項 本文	19	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	③施設の設計業務を行う者の設計業務の実績とは基本設計や実施設計それぞれ単独ではなく、基本設計から実施設計まで一貫した設計業務実績という理解で宜しいでしょうか。	施設の設計業務の実績は、基本設計から実施設計までの一連の設計業務を想定しています。 なお、同一のプロジェクトであれば、基本設計・実施設計の契約が分かれていても、施設の設計業務の実績として認めます。
18	0 0 0 0 0	募集要項 本文	19	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	⑤施設の工事監理業務を行う者の参加資格要件には具体的な工事監理実績の記載は不要でしょうか。	御理解のとおりです。なお、本事業では、施設の設計業務を行う者が施設の工事監理業務を行う前提と考えています。
19	0 0 0 0 0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	③施設の設計業務を行う者、ウに関して、図書館法第2条に定める図書館であることを証明する資料は必要でしょうか。また、必要であればどのような証明書かご教示下さい。	業務内容及び業務実績を証する書類のうち、業務実績を証する書類については、提案記載要領・様式集「1.4.」の添付書類に記載のある業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写しのほか、当該図書館が延床面積1,000㎡以上の、図書館法第2条に定める図書館であると記載されている証憑(例えば、図書館一覧表、当該図書館の設置・管理に関する条例・規則等の該当部分)を提出してください。なお、この証憑がホームページの公表資料のスキャンデータである場合、記載の該当箇所とURLを明示してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
20	0	0	0	0	0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	③施設の設計業務を行う者、エに関して、博物館法第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であることを証明する資料は必要でしょうか。また、必要であればどのような証明書かご教示下さい。	業務内容及び業務実績を証する書類のうち、業務実績を証する書類については、提案記載要領・様式集「I. 4.」の添付書類に記載のある業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写しのほか、当該博物館が延床面積3,000㎡以上の、博物館法第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であると記載されている証憑（例えば、博物館一覧表、当該博物館の設置・管理に関する条例・規則等の該当部分）を提出してください。なお、この証憑がホームページの公表資料のスキャンデータである場合、記載の該当箇所とURLを明示してください。
21	0	0	0	0	0	募集要項	19	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	③施設の設計業務を行う者、エに関してはあくまでも参加資格としての基準であり、博物館法第2条第1項に定める登録博物館の設計実績であるか、同法第29条に定める博物館相当施設の設計実績であるかによって、参加者の評価が変わることはないと考えて良いでしょうか。	御理解のとおりです。実績を有している限りにおいて、登録博物館であるか博物館相当施設であるかは評価に影響しません。
22	0	0	0	0	0	募集要項	20	IV.	2.	(2)	個別の参加資格要件	②④⑥にて要件とされている「都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)」とは、近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園及び特殊公園との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
23	0	0	0	0	0	募集要項	21	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	「維持管理業務を行う者」の参加資格要件について、「エ 維持管理業務を行うにあたって必要な資格」とは、本事業を実施する上で配置予定者が持つ資格ですか？その場合、提出後に配置者を変更することは可能ですか？また、具体的な資格の種類がありましたらご教示ください。	維持管理業務を行うにあたって必要な資格は、業務要求水準書「VI.」が求める維持管理業務に係る資格を有する法人としての資格です。
24	0	0	0	0	0	募集要項	21	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	⑦施設の建設業務を行う者 「複数の者で実施する場合」について、実際に特別目的会社から業務を受託する形態としては、甲型JV、乙型JV及びSPCから別途に発注する(例:内装工事等)いずれの形態でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
25	0	0	0	0	0	募集要項	21	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	ウ 延床面積1,000㎡以上の、図書館法(昭和25年法律第108号)第2条に定める図書館の新築又は増築(増築にあつては、増築部分の面積)にかかる単独企業又はコンソーシアム構成員としての建設業務の実績があること(参加資格確認基準日までに、設計業務が完了している実績に限る。)。なお、日本国以外の国又は地域に所在する図書館の建設業務も含む。と記載ございますが、【「建設業務」が完了している実績に限る。】という要件ではないでしょうか。ご教示願います。	募集要項「IV. 2. (2)⑦ウ」を下記のとおり訂正します。 ウ 延床面積1,000㎡以上の、図書館法(昭和25年法律第108号)第2条に定める図書館の新築又は増築(増築にあつては、増築部分の面積)にかかる単独企業又はコンソーシアム構成員としての建設業務の実績があること(参加資格確認基準日までに、建設業務が完了している実績に限る。)。なお、日本国以外の国又は地域に所在する図書館の建設業務も含む。
26	0	0	0	0	0	募集要項	22	IV	2	(2)	個別の参加資格要件	「運営業務を行う者」の参加資格要件について、「オ 運営業務を行うにあたって必要な資格」とは、本事業を実施する上で配置予定者が持つ資格ですか？その場合、提出後に配置者を変更することは可能ですか？また、具体的な資格の種類がありましたらご教示ください。	運営業務を行うにあたって必要な資格は、業務要求水準書「VII.」が求める運営業務に係る資格を有する法人としての資格です。
27	0	0	0	0	0	募集要項	22	IV	2	(3)	参加資格要件の喪失	構成員もしくは協力企業が、提案審査書類提出の直前に参加資格を喪失した場合、提案審査書類の提出期限を延長できる可能性はありますか？	参加資格要件を喪失した応募者が「IV. 2. (3)①、②」に記載の要件を満たした場合は引き続き有効としますが、提案書類の提出日の延長は認めません。
28	0	0	0	0	0	募集要項	22	IV	2	(3)	参加資格要件の喪失	提案書提出日以降に構成員が参加資格を喪失した場合、喪失法人と同等の能力・実績を持つ代替法人を新たに設定することは可能ですか？	提案書類提出日以降に参加資格要件を喪失した構成員が「IV. 2. (3)②」に記載の要件を充足した場合は、「IV. 2. (3)①」の要件を充足した場合の取扱と同様とします(なお、「提案書類の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替えます。)

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
29	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)	参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	参加資格の確認に必要な書類について、募集要項には「電子メールにて提出」と記載されていますが、提案記載要領・様式集には、「片面印刷」と記載があります。提出方法は電子メールと書類のどちらですか？書類での提出の場合、添付書類も含めて必要部数をご教示ください。(正本・副本の数を含めてご教示ください。)	募集要項「V. 3. (5)②」の説明部分を下記のとおり訂正します。 参加資格確認に必要な書類(様式4-1「参加表明書」～様式4-7～15「参加資格確認申請書」)の原本及び添付書類各1部(以下「書類一式」という。)を、下記の提出先住所まで郵送または持参すること。あわせて、郵送または持参した書類一式の電子データを、電子メールにより下記提出先メールアドレスまで提出すること。 参加資格確認に必要な書類の原本及び添付書類は、A4版のフラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「参加資格確認書類」と記載すること。なお、郵送する場合、「八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業」と朱書きの上、上記に示す受付締切日までに必着するように必ず「配達記録郵便」とすること。また、必ず電話にて到着確認を行うこと。 郵送または持参した書類一式の電子データは、PDF形式とすること。なお、提出時には、市のファイル交換サービス(1回につき最大容量200MBまで送信可能)を使用することができる。 電子メールによる提出の際、応募者の代表企業が下記の提出先メールアドレスに下記のメール表題にて事前連絡を行い、送信後には必ず電話にて受信確認を行うこと。事前連絡から受信確認までを全て受付期間に完了すること。 なお、市のファイル交換サービスを使用する場合には事前連絡時にその旨も記載し、市からアップロード先の案内を受けること。また、アップロード完了後は、必ず電話にて受領確認を行うこと。事前連絡からアップロード完了までを全て受付期間内に完了すること。
30	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)②	参加資格確認書類の受付	参加資格確認に必要な書類(様式4-1「参加表明書」～様式4-7～15「参加資格確認申請書」)及び添付書類を、下記提出先まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。と記載がございますが、電子メールでお送りするには相当のデータ量になると想像されます。1回の電子メールで市が受信できる最大容量をお教示ください。	No.29の回答を参照してください。
31	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)②	参加資格確認書類の受付	電子メールでお送りする書類の原本は提出しなくてもよろしいのでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
32	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)	参加資格確認書類の受付	「電子メールでファイル添付により提出すること」とありますが、一方、「資料Ⅲ提案記載要領様式」(PDF)p4～5では、「提出時の注意事項欄に片面印刷」や「原本の左上をホチキス止めして提出」とあります。募集要項を正として、データ送付のみで押印書類の原本の提出は不要という理解で良いでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
33	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	⑤	参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	②受付方法 で、電子メールでファイル添付とありますが、書類での提出は不要でしょうか。	No.29の回答を参照してください。
34	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)	参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	②受付方法に電子メールでのファイル添付により提出すること。とありますが、原本を正本とした紙書類、並びに正本・副本といった部数の提出は不要ということでしょうか。もし提出が必要な場合は、各部数と提出の体裁(ファイリング左綴じの上、表表紙・背表紙の記載事項等)をご教示いただけますでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
35	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)	参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	②受付方法に電子メールでのファイル添付により提出すること。とありますが、ご記載の【書類様式】に掲載されている指定様式を用いて記入・押印作成した様式4-1～様式4-7～15とその関連する添付書類を共に、PDF等のデータ化をし、電子メールにファイル添付し提出するという理解で宜しいでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
36	0	0	0	0	0	募集要項	26	V	3	(5)	②受付方法	参加資格確認に必要な書類(様式4-1「参加表明書」～様式4-7～15「参加資格確認申請書」)及び添付書類を、下記提出先まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。とありますが、書面(原本)での提出は不要ということでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
37	0	0	0	0	0	募集要項	26	V.	3.	(5)	参加資格確認書	「電子メールでのファイルの添付により提出」とありますが、全てデータでの提出で、データ形式もPDF、Word、Excelの規定はないという理解でよろしいでしょうか。	No.29の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
38	0	0	0	0	0	募集要項	26	V.	3.	(5)	参加資格確認書	「電子メールでのファイルの添付により提出」とありますが、本書の提出が必要な場合、正・副それぞれの部数やファイルの指定等についてご教示ください。	No.29の回答を参照してください。
39	0	0	0	0	0	募集要項	27	V	3	(7)	応募の辞退	応募辞退届の提出期限は、提案書類の提出期限と同じ令和4年11月4日(金)正午(必着)と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。参加資格確認通知書の送付を受けた応募者が、同通知書の受領以降に応募を辞退する場合には、提案書類の提出期限までに応募辞退届を提出してください。
40	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		添付書類	・募集要項「V.2(2)①～⑨」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)とありますが、例えば維持管理業務を行う者の場合、イ、ウ事項については、実績に関する契約書・仕様書を添付するという認識ですが、ア、エについては証明書類の添付は不要との解釈でよろしいでしょうか。	募集要項「IV.2(2)⑧」に関して回答します。アについては、競争入札参加資格の証明書類の提出は不要です。イ、ウについては、御理解のとおりです。エについては、各業務を行うにあたって必要な資格の証明書類の提出は業務要求水準書を充足する限りにおいて不要です。
41	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		添付書類	・募集要項「V.2(2)①～⑨」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)は、あくまでも、業務実績に関する証明書類のみが必要ということで、市の競争参加資格に関するものや、設計事務所登録、建設業許可などに関する証明書類は不要という理解と良いでしょうか。	競争入札参加資格の証明書類については、提出不要ですが、募集要項「IV.2(2)③イ」及び「IV.2(2)⑥イ」に定める一級建築士事務所の登録や募集要項「IV.2(2)⑦イ」に定める特定建設業の許可に関する証明書類については、必要です。
42	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		提出方法	「募集要項「V.3(5)提出方法」に記載の方法によること。」とありますが、参加資格確認書類はメールでの提出のみでよろしいでしょうか。	No.29の回答を参照してください。
43	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		提出時の注意事項	「すべて片面印刷」や「原本の左上をホチキス止めて提出」とありますが、原本をファイルに綴じての1部提出も必要でしょうか。	No.29の回答を参照してください。
44	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		添付書類	添付書類は全て写しでよろしいでしょうか。	交付された印鑑証明書、納税証明書、法人登記簿謄本等の写しを提出してください。
45	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		添付書類	国税の未納の額がないことがわかるものは、その3、あるいはその3の3でよいのか、納税額のわかるものが必要なのか、どちらでしょうか。	納税証明書その3(その3の2、3の3でも可)を提出してください。
46	3	0	0	0	0	提出時の注意事項	4	I	4		提出時の注意事項	すべて片面印刷とありますが、定款や会社案内パンフレットなど綴じられたものも片面で印刷しての提出となりますでしょうか。	定款や会社案内パンフレットなど綴じられたものは、片面印刷でなくても差し支えありません。
47	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		添付書類	東京都では、その3の中に、国税と、消費税及び地方消費税の未納がないことを一緒に記載されています。よって4-15(オ)国税と市税、4-15(カ)地方消費税と分かれていても、4-15(オ)と一緒に添付すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	施設の設計業務を行う者における添付書類に関して、業務内容及び業務実績を証する書類に求められている延床面積の記載が必要でしょうか。例えば、契約書に面積表記がない場合、別途面積が記載されている資料を添付する必要があるでしょうか。	御理解のとおりです。
49	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.20「⑥公園の建設業務を行う者 イ都市計画法施行規則第7条第5項に規定されている公園・・・施工した実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が都市計画法施行規則第7条第5項に規定されている公園であることを証する書類としては、どのような書類を提出すれば良いのかご教示いただけますでしょうか。	業務内容及び業務実績を証する書類のうち、業務実績を証する書類については、提案記載要領・様式集「I.4.」の添付書類に記載のある業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写しのほか、当該公園が都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)であると記載されている証憑(例えば、公園一覧表、当該公園の設置・管理に関する条例・規則等の該当部分)を提出してください。なお、この証憑がホームページの公表資料のスクリーンデータである場合、記載の該当箇所とURLを明示してください。
50	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 イ」に「建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。」とありますが、参加資格確認書類の提出時の添付書類には、提出書類にその証する書類としての記載がないため、提出は不要という理解で宜しいでしょうか。	募集要項「IV.2(2)⑦イ」に定める特定建設業の許可に関する証明書類については、提出が必要です。
51	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	添付書類欄に募集要項「V.2(2)①～⑨」に定める業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写し等とありますが、工事実績情報サービス(CORINS)登録の写しの添付でも宜しいでしょうか。	差し支えありません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
52	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 ウ 延床面積1,000㎡以上の、図書館法(昭和25年法律第108号)第2条に定める図書館の…建設業務の実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が図書館法第2条に定める図書館であることを証する書類としては、どのような書類を提出すれば良いのかご教示いただけますでしょうか。	業務内容及び業務実績を証する書類のうち、業務実績を証する書類については、提案記載要領・様式集「I.4.」の添付書類に記載のある業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写しのほか、当該図書館が延床面積1,000㎡以上の、図書館法第2条に定める図書館であると記載されている証憑(例えば、図書館一覧表、当該図書館の設置・管理に関する条例・規則等の該当部分)を提出してください。なお、この証憑がホームページの公表資料のスキャンデータである場合、記載の該当箇所とURLを明示してください。
53	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 ウ 延床面積1,000㎡以上の、図書館法(昭和25年法律第108号)第2条に定める図書館の…建設業務の実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が図書館法第2条に定める図書館であることを証する書類としては、施設を設置・管理する地方公共団体が制定した条例・規則を提出をすることで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、No.52の回答を参照してください。
54	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 エ」には「延床面積3,000㎡以上の、博物館法第2条第1項に定める登録博物館…の建設業務の実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が博物館法第2条1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であることを証する書類としては、どのような書類を提出すれば良いのかご教示いただけますでしょうか。	業務内容及び業務実績を証する書類のうち、業務実績を証する書類については、提案記載要領・様式集「I.4.」の添付書類に記載のある業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書・仕様書の写しのほか、当該博物館が延床面積3,000㎡以上の、博物館法第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であると記載されている証憑(例えば、例えば、博物館一覧表、当該博物館の設置・管理に関する条例・規則等の該当部分)を提出してください。なお、この証憑がホームページの公表資料のスキャンデータである場合、記載の該当箇所とURLを明示してください。
55	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 エ」には「延床面積3,000㎡以上の、博物館法第2条第1項に定める登録博物館…の建設業務の実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が博物館法第2条1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であることを証する書類としては、文化庁がホームページに公表している「登録博物館、博物館相当施設及び公開承認施設一覧」の提出で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、No.54の回答を参照してください。
56	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 エ」には「延床面積3,000㎡以上の、博物館法第2条第1項に定める登録博物館…の建設業務の実績があること。」とありますが、業務内容及び業務実績を証する書類のうち、建設業務を実施した施設が博物館法第2条1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設であることを証する書類としては、施設を設置・管理する地方公共団体が制定した条例・規則を提出をすることで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、No.54の回答を参照してください。
57	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 エ」について博物館の施工実績として入居工事は認められるのでしょうか。該当工事は重要文化財建物内に新たに博物館を新設する工事で、躯体を除き、設備、内装など博物館として必要な施設スバックとなるための工事を実施したものです。	施設の新築又は増築を対象としており、設備や内装工事に限定されるものは含まれません。
58	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	募集要項P.21「⑦施設の建設業務を行う者 ウ、エ」について会社合併前の施工実績を使用する場合は、合併の経緯が分かる会社概要等の資料の添付が必要でしょうか。	合併後の貴社の法人格の同一性が、合併前の法人から維持されていることを証する、貴社の提出可能な書類を提出してください。
59	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	参加資格確認書類の提出時の提出書類として、応募辞退届(様式4-16)と構成員等変更届(様式4-17)の掲載がございますが、参加表明以降必要に応じ提出する書類であるため、提出は不要という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
60	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	添付書類欄に「納税証明書」の提出が求められておりますが、貴市に納税がないため、国税納税証明書(その3の3)、東京都納税証明書(法人事業税・特別税、法人住民税)とそれぞれに未納額がないことを証する書類の提出で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
61	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		提出方法	募集要項「V.3(5)提出方法」に記載の方法によること。とあり、電子メールでのファイル添付により提出となっておりますが、書面(原本)での提出は不要ということでしょうか。	No.29の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
62	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		提出時の注意事項	共通事項として、全て片面印刷とすること。とありますが、添付書類は除くと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
63	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		提出時の注意事項	参加資格確認に必要な書類(様式4-1「参加表明書」～様式4-7～15「参加資格確認申請書」)及び添付書類の提出に関して、原本を提出する記載がありますが、提出先、提出方法、提出部数を教えてください。	No.29の回答を参照してください。
64	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		添付書類	・国税及び市税の納税証明書(未納の額がないことがわかるもの。募集要項の公表日以降に交付されたもの)は、直近の1年度の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		添付書類	・消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可。)(未納の額がないことがわかるもの。募集要項の公表日以降に交付されたもの)は、直近の1年度の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
66	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		添付書類	・法人登録登記簿本(募集要項の公表日以降に交付されたもの)とは、「履歴事項全部証明書」のことでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	4	I	4		添付書類	・募集要項「V.2(2)①～⑨」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)について、契約書、仕様書を提出する場合、契約を証することがわかるページ(対象箇所以外の墨消し処理等をしたもの)のみの提出でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
68	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	4				使用印鑑届	実印に代わる印鑑を使用する場合、使用印鑑届を提出することになりますが、委任状の添付は必要でしょうか。	使用印鑑届の提出に際して、委任状の添付は不要です。
69	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	5	I	4		提出の注意事項	委任状(復代理人)様式4-4について、様式4-3と書類名以外中身が同じ(構成員・協力企業から代表企業に権限を委任)かと思いますが、様式4-4も提出が必要でしょうか。	様式4-4については、代表企業による復代理人への委任に関する書類であり、代表企業名での提出が必要です。同様式を訂正し、訂正版を公表します。
70	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	5	I	4		提出の注意事項	委任状(復代理人)様式4-4は、どのような際に必要となるかお教えてください。	No.69の回答を参照してください。
71	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	5	I	4		提出の注意事項	参加資格確認申請書(様式4-7～15)1枚につきとありますが、ワードでは1つの書類としてまとまっていますが、個別、業務別、全社一括などまとめかたは、自由ということでよろしいでしょうか。	様式4-7から15を一連としてまとめて記載する方法と、様式4-7から15を各様式で分けて作成する方法のどちらでも構いません。各様式1枚に分けて作成する場合は、様式4-7は①統括マネジメント業務を行う者、様式4-8は②公園の設計業務を行う者、様式4-9は③施設の設計業務を行う者、様式4-10は④公園の工事監理業務を行う者、様式4-11は⑤施設の工事監理業務を行う者、様式4-12は⑥公園の建設業務を行う者、様式4-13は⑦施設の建設業務を行う者、様式4-14は⑧維持管理業務を行う者、様式4-15は⑨運営業務を行う者、のそれぞれについて、必要事項を記載してください。なお、その場合、代表企業による代表者印の押印については、様式4-7のみとして差し支えありません。
72	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	5	I	4		提出時の注意事項	「参加資格確認申請書(様式4-7から15)1枚につき、代表企業がすべての必要事項を記載・代表者印を押印して提出すること。」とありますが、様式4-7～15は、それぞれの様式に分けて作成という理解でよろしいでしょうか。その際、表の不要な項目は削除でよろしいでしょうか。	No.71の回答を参照してください。
73	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領 ワード	18				参加資格確認申請書	様式4-7～15共通事項として、「実施または受託企業名」の欄しかありませんが、複数の会社で業務を行う場合、実績に関する企業と実績だけを記載するのではなく、業務を担当する構成員・協力企業名を適宜追加しても良いでしょうか。	複数の者で業務を実施する場合には、業務ごとに必要な者数分の記入欄を追加してください。
74	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領 ワード	19				参加資格確認申請書	様式4-11施設の工事監理業務に関して、業務実績を記載するような欄がありますが、参加資格募集要項P20⑤には具体的な業務実績に関して言及されていませんが、「実施または受託企業名」に業務担当企業名だけを記載すれば良いでしょうか。	御理解のとおりです。
75	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	22				様式4-1 参加表明書	責任者氏名とありますが、責任者の要件はありますか。	責任者は、当該書類を発行する権限がある者を記載してください。代表者と責任者が同一の者である場合には、代表者名のみ記載として差し支えありません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
76	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	23				応募者構成員等一覧表	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社情報でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店の情報になりますでしょうか。	様式4-2に記載する代表企業、構成員及び協力企業の情報は、本市の競争入札参加者名簿に届出を行った情報と同一としてください。委任先の支店名義で本市の競争入札参加者名簿に届出を行っている場合には、様式4-2には当該委任先の支店の情報の記載が必要です。
77	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	23				様式4-2 応募者構成員等一覧表	5.の構成員番号と照合又は名称の一覧表にある、構成員番号ABCDに呼応表記とするため、3.構成員の後ろに(構成員番号ABCD)・・・と追加記載しても宜しいでしょうか。	「3.構成員」については、構成員数の応じて記入欄を追加するとともに、構成員番号を併記してください。
78	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	23				様式4-2 応募者構成員等一覧表	代表企業の記入欄には、「本事業における役割」の欄がございませんが、代表企業が個別業務を担う場合には、「3.構成員」の欄に改めて企業名称等を入力しなければならないと理解してよろしいでしょうか。	代表企業が個別業務も担う場合については、「5.構成員番号と照合又は名称の一覧表」の「担当業務又は役割」欄において、明記してください。
79	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	23				様式4-2 応募者構成員等一覧表	建設工事等競争入札資格が土木工事で建築工事で代理人が異なる場合、同一会社でもそれぞれ応募構成員等として申請する必要がありますでしょうか。	御理解のとおりです。
80	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	24	I	5		構成員番号と商号又は名称の一覧表	構成員番号は任意の名称としてよろしいでしょうか。(例:代表企業A、設計企業B など)	提案書内の整合が取れていれば、任意の名称として差し支えありません。
81	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	25				様式4-3	本委任状(代表企業宛)による受任者は代表企業となるため、委任者欄に設定済の代表企業の記載・押印欄は不要(削除してよい)との理解でよろしいでしょうか。	様式4-3の委任者欄には、代表企業による記入は不要です。様式4-3を訂正し、訂正版を公表します。
82	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	25				様式4-3 委任状(代表企業宛)	代表企業の記名・押印欄もごさいますが、代表企業自身も代表企業宛の委任状の提出を求められているのでしょうか	No.81の回答を参照してください。
83	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	26				様式4-3 委任状 (代表企業宛)	委任状(代表企業宛)で(様式4-3)の受任者の欄に押印欄がございませんが、代表者名記名の後ろに押印をすれば宜しいでしょうか。	様式4-3の受任者の欄については、押印不要です。
84	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	26				様式4-3 委任状 (代表企業宛)	備考下、「私は・・・有するものとします。」とあるように、構成員又は構成企業が代表企業へ権限を委任することが記載されているため、代表企業の提出は不要で宜しいでしょうか。またその場合、委任事項には受任者(復代理任)の選任についての追記が必要と思われるので、様式4-3に追加修正をしていただけませんか。	No.81の回答を参照してください。 なお、委任事項において、受任者(復代理人)の選任に関する追記は不要です。
85	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	26				様式4-3 委任状(代表企業宛)	「期間後もなお委任の効力を有するもの」とありますが、特別目的会社設立までという理解でよろしいでしょうか。	期間後については、特別目的会社設立後とお考えください。
86	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	26				様式4-3 委任状(代表企業宛)	「支払代金又は保証金及び保証物の請求」とは具体的にどのようなことを指しておりますでしょうか。	特別目的会社設立までの間に本事業の準備等に要した費用の支払などを指します。
87	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	27				委任状 (復代理人宛)	「様式4-3委任状(代表企業宛)」は、各構成員・協力企業から代表企業へ権限を委任するための書類と理解していますが、「様式4-4委任状(復代理人宛)」は、どのように解釈すればよろしいでしょうか。また、「様式4-4委任状(復代理人宛)」の提出は必須なのでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
88	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	27				様式4-4 委任状(復代理人宛)	復代理人は、委任を受けた代表企業の代表者がその手続きを委任するために、代表企業にて代理人を定めるものと理解しておりますが、構成員及び協力企業が本様式を準備する主旨について、ご教示ください。	No.69の回答を参照してください。
89	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	27				様式4-4 委任状 (復代理人宛)	当該委任状は代表企業代表者が同企業内にて復代理人を立てて権限を委任するためのものと考え、代表企業のみ提出するという理解で宜しいでしょうか。その場合に、受任者欄の記載は復代理人のみで宜しいでしょうか。また、復代理人が使用する使用印鑑が必要と思われるので、様式4-4に押印箇所をお示しいただけませんでしょうか。	No.69の回答を参照してください。 様式4-4を訂正し、訂正版を公表します。 復代理人が使用する使用印鑑については、様式4-4の訂正版において、押印箇所を示します。
90	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	27	Ⅲ			様式4-4 委任状 (復代理人宛)	様式4-3において構成員及び協力企業は、代表企業に特別目的会社の設立日までの権限を委任しています。したがって、様式4-4への構成員及び協力企業の記名・押印は、不要ではないでしょうか。	No.69の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
91	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	28				様式4-4 委任状(復代理人宛)	代表企業が復代理人を設定する場合、受任者に復代理人を記載する理解でよろしいでしょうか。またその場合、本事業における復代理人を設定する書式はなく、様式4-4 委任状(復代理人宛)の書式で復代理人の設定もなされる理解でよろしいでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
92	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	33				様式4-4	委任状(復代理人宛)について、構成員及び協力企業が代表企業宛てに委任する様式4-3と同内容となっておりますが、本様式は構成員及び協力企業から委任を受けた代表企業が、さらに当該従業員等へ委任する主旨の様式とすべきではないでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
93	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	33				参加資格確認申請書	PFIの実績を記載する場合、「実施または受託企業名」はSPC名または企業名(構成員・協力企業の名称)のどちらになりますでしょうか。また、「発注者名」は国や地方公共団体名またはSPC名のどちらになりますでしょうか。	PFIの実績を記載する場合については、「実施または受託企業名」は、企業名(構成員・協力企業の名称)、「発注者名」は国や地方公共団体名を記載してください。
94	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	34				様式4-7~15 ⑤施設の工事監理業務を行う者	募集要項IV.2.(2)⑤の中に実績要件についての記載がないのですが、様式にはどのような実績を記載すればよろしいでしょうか。	施設の工事監理業務の実績の提出は求めませんので、施設の工事監理業務を行う者について記載する様式4-11の当該部分は空欄としてください。なお、本事業では、施設の設計業務を行う者が施設の工事監理業務を行う前提と考えています。
95	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15	「市税の納税証明書」は、貴市に納税義務がある場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
96	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15	(オ)の国税は、(カ)の消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する「その3の3」と例示されている書類において法人税の未納がないことも示されるため、これを提出することで満たされるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
97	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	36				参加資格確認申請書	入札参加資格者名簿に届出している委任先の支店長名で参加資格申請を行う場合、支店長印の印鑑証明書はございませんので、代表者印の印鑑証明書で宜しいでしょうか。	支店長が使用する使用印鑑については、実印に代わる印鑑を使用する場合には、任意様式で添付してください。
98	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	36				参加資格確認申請書	会社の代表者が6月末に変更になる場合、手続きの都合で新代表者名の印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、定款、会社概要等の提出が間に合わない可能性がありますので、募集要項の公表日以降に交付された旧代表者名の資料の提出でも宜しいでしょうか。	参加資格確認書類の提出時に提出可能な資料で差し支えありません。なお、新代表者名の印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、定款、会社概要等は、取得可能となり次第、速やかに提出してください。
99	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領	36				参加資格確認申請書	「(オ)国税及び市税の納税証明書」について、貴市に事務所がない場合、市税の納付はありませんので市税の納税証明書の提出は不要で、国税分は「(カ)法人税及び地方法人税の納税証明」をその3の3で提出すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
100	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15 参加資格確認申請書	添付書類(ア)~(キ)についてはすべての構成員及び協力企業分を提出することとされておりますが、各業務における実績及び(ク)については、各業務毎にその要件を満たす企業1社分を提出すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
101	3	0	0	0	0	提案記載要領・様式集	36	Ⅲ			様式4-7~15 参加資格確認申請書	提出書類の「(オ)国税及び市税の納税証明書」のうち「市税の納税証明書」とは、八王子市の納税証明書を指しているのでしょうか。この場合、八王子市内に事業所がない会社は、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
102	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15	様式4-7~15の作成方法は下記の①②のうちいずれかか確認させてください。 ①グループで1枚にまとめて記載し、添付書類もまとめて添付する。 ②1社1枚に記載し、個別に添付書類を添付する。	No.71の回答を参照してください。
103	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15	様式4-7~15の記載指示事項について、1者にて複数の要件すべて該当する場合は、「実施または受託企業名」「施設名」「(受託の場合)発注者」「実施または受託期間」は、項目を増やして該当する要件全て記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15 ■添付資料	(キ)法人登録登記簿本(募集要項の公表日以降に交付されたもの)とは、「履歴事項全部証明書」のことでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
105	3	0	0	0	0	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	36				様式4-7~15 ■添付資料	(ク)業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)について、契約書、仕様書を提出する場合、契約を証することがわかるページ(対象箇所以外の墨消し処理等をしたもの)のみの提出でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
106	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領					様式4-1~17	入札参加資格を有している者(代理人)が代表者として記載をするという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。代表企業、構成員及び協力企業は、募集要項「IV. 2.」の参加資格要件を充足し、かつ、その情報は、本市の競争入札参加者名簿に届出を行った情報と同一としてください。
107	3	0	0	0	0	様式集及び記載要領					様式4-1~17	代表者名、責任者氏名、担当者氏名と記名欄ございますが、代表者と責任者が同一の者である場合には、代表者名へ記名・押印で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。